

あんなかスマイルパーク施設点検要領

（目的）

第1 この要領は、安中市（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が締結する、あんなかスマイルパークの管理及び運営に関する業務仕様書における、施設の巡回点検に関し、必要な基準を定め、安全かつ機能的な運営を図ることを目的とする。

（点検者）

第2 点検は従業者（職員・作業員）が行うものとする。

（服務規程）

第3 点検者は、乙が定めた服装（腕章、名札、作業服等）を着用するものとする。

2 点検者は、利用者に不快感を与えないよう言動に注意し、点検作業を行うものとする。

（点検計画）

第4 点検者は、乙が定めた勤務計画及び点検経路に基づき、点検を行うものとする。

（点検手法）

第5 点検者は、別表①のチェックリストに基づき、所定の点検を行う。

2 点検者は、点検を行う際にはチェックリスト及び必要な点検用具類を携行して各施設を点検し、点検時に異常が発見された場合は必要な措置を行う。

3 異常に対する措置を行った際には、異常の内容及び措置内容を日誌に記入するものとする。

4 点検は原則として徒歩により行うものとする。

5 別表のチェックリストは、毎月の履行確認の際、甲に提出する。

（異常発生時の措置）

第6 点検者は、施設に破損等の異常を発見したときは、速やかに施設の使用停止あるいは応急処置等の対策を講じ、乙へ報告する。